

令和元年生駒市教育委員会

第12回定例会 議案

令和元年12月23日

生駒市教育委員会

令和元年生駒市教育委員会（第12回）定例会議案目録

議案番号	議案名	項
報告第22号	臨時代理につき承認を求めることについて（令和元年生駒市議会第6回（12月）定例会提出議案の意見について）	1
報告第23号	臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市社会教育委員の委嘱について）	4
報告第24号	令和元年生駒市議会第6回（12月）定例会提出議案の結果について	5
報告第25号	教職員人事異動方針について	6
報告第26号	令和2年成人式の開催について	11
議案第32号	生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について	13
議案第33号	生駒市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について	15

報告第 2 2 号

臨時代理につき承認を求めることについて

(令和元年生駒市議会第 6 回 (1 2 月) 定例会提出議案の意見について)

令和元年生駒市議会第 6 回 (1 2 月) 定例会提出議案の意見について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 (昭和 6 0 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号) 第 5 条第 2 項の規定により、令和元年 1 2 月 5 日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和元年 1 2 月 2 3 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【提出議案】

- ・ 令和元年度生駒市一般会計補正予算 (第 6 回) (追送分)

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節分額		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	255,126	12,870	267,996	2 児童福祉費補助金	12,870	子ども・子育て支援整備交付金
計	976,948	12,870	989,818			

[単位 千円]

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節分額		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	633,439	12,870	646,309	2 児童福祉費補助金	12,870	子ども・子育て支援整備交付金
計	719,026	12,870	731,896			

[単位 千円]

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節分額		説明
				区分	金額	
1 繰越金	772,811	12,870	785,681	1 繰越金	12,870	前年度繰越金
計	772,811	12,870	785,681			

[単位 千円]

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				財源		一般財源	区分	金額	
				特定地方	その他				
1 児童福祉総務費	2,892,132	38,610	2,930,742	25,740 (国補)	12,870 (県補)	12,870	19 負担金補助及び交付金	38,610	病児保育施設整備補助金
計	7,035,572	38,610	7,074,182	25,740		12,870			

[単位 千円]

報告第24号

令和元年生駒市議会第6回（12月）定例会提出議案の結果について

令和元年生駒市議会第6回（12月）定例会提出議案の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第1号の規定により、次のとおり報告する。

令和元年12月23日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【提出議案】

- ・ 令和元年度生駒市一般会計補正予算（第5回）
- ・ 生駒市立保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 生駒市体育施設指定管理者の指定について
- ・ 生駒市体育施設指定管理者の指定について
- ・ 令和元年度生駒市一般会計補正予算（第6回）（追送分）

【審議経過】

令和元年12月5日 開会

令和元年12月13日 市民文教委員会

予算委員会（市民文教分科会）

令和元年12月17日 予算委員会

令和元年12月20日 再開

【結果】

原案のとおり可決

報告第 25 号

教職員人事異動方針について

生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 6 条第 5 号の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年 12 月 23 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭



教 職 第 478 号
令和元年11月27日

各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会教育長



教職員人事異動方針について

奈良県教育委員会では、本県教育の一層の充実を目指すため、別紙のとおり平成27年11月10日付けで、教職員人事異動方針を定めています。令和2年4月向け人事異動についても、同方針に沿って実施します。





教職員人事異動方針

平成27年11月10日
奈良県教育委員会

教職員人事異動方針を下記のとおり定める。

記

1 基本方針

教育に対する県民の期待と要望に応え、学校教育の一層の進展を期するため人事行政の秩序を保ち公正にして適切な人事異動を行う。

- (1) 各学校の教職員組織の充実と均衡を図るため、全県的な見地にたって、適材を適所に配置する。
- (2) 教職員の経験を豊かにし、気風の刷新を図るため、同一校長期勤務者の解消に努める。
- (3) 若手教職員の人材育成の観点から、多様な経験を積ませるために、積極的な人事異動に努める。
- (4) 児童・生徒の指導の充実強化を目指し教員の特性、経験を生かす異動に努める。

2 実施要領

人事異動に当たっては、所期の目的を達成するため、市町村教育委員会及び学校長との連絡協議を密にし、次のとおり行うものとする。

なお、特に、へき地教育、人権教育、特別支援教育並びに定時制・通信制教育の一層の振興を図るため、教職員組織の充実に努める。

(1) 任用

- ① 校長・教頭については、年齢、経歴にとらわれることなく校種、地域の実情、本人の特性等を考慮の上、原則として校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から任用する。
- ② 小・中学校長の任用に際しては、県内全域を対象として適材を適所に配置する。
- ③ 教職員の新規採用者の配置については、採用候補者名簿に登載された者の資格、特性等を考慮の上で行う。

(2) 転任

- ① 小学校、中学校における市町村間・校種間の交流を積極的に進めるとともに、高等学校における地域・学科及び課程相互間、特別支援学校とその他の学校間、並びに教育委員会事務局と学校間等の交流を図る。
- ② 年齢・性別・教科・勤務年数等を考慮し、適材を適所に配置する。
- ③ 同一校に10年以上勤務する者については、地域や学校の実情を考慮しながら、原則として異動を行うこととする。なお、同一校10年未満勤務の者についても、長期的観点から段階的な異動に努める。
- ④ 新規採用後、初回の異動については、多様な経験を積ませるために、地域や学校の実情を考慮の上、早期の段階で行うこととする。小・中学校においては、県内全域の他市町村への異動を基本とする。

附 則

- 1 この方針は、平成28年4月1日人事異動から適用する。

写

教 職 第 479 号
令和元年11月27日

各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会教育長



令和 2 年 4 月教職員人事異動の重点について

本県教育の一層の充実を目指すため、教職員人事異動方針（平成27年11月10日策定）を踏まえ、別紙のとおり、令和2年4月小・中学校教職員人事異動の重点項目を定め、人事異動を行うこととしたので、通知します。





令和2年4月小・中学校教職員人事異動の重点項目

- 1 新規採用後に配置された学校での勤務が4年以上となる者については、地域や学校の実情を考慮の上、全県的な視野に立って、県内全域の他市町村への異動を行う。その他の市町村間交流についても、積極的に異動を進め人材交流を活発化させる。

(教職員人事異動方針2(2)③④)

【趣旨】 採用後4年以上の者については、6、7年までの間に、市町村を越えて配置することにより、多様な経験を積ませ、ものの見方や考え方を広げ、実践的な指導力を向上させる。さらに、それ以外の他市町村間異動についても、学校の状況によっては初回の異動者の動きと組合わせて異動を進め、県内各市町村間の人事交流を活発化させる。

- 2 女性管理職の積極的な登用を進める。

(教職員人事異動方針2(1)①)

【趣旨】 本県の女性管理職が全管理職に占める割合は、全国的に低位な状況にある。女性教員の活躍する場と機会の充実を図ることにより、次代を担う女性教員の育成に努めるとともに、管理職への積極的な登用を推進する。

- 3 管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員の積極的な登用を進める。

(教職員人事異動方針2(1)①、(2)②)

【趣旨】 中央研修や大学院研修、人事交流等の機会を通し、次代を担う人材(ミドルリーダー)の育成に努めるとともに、魅力と活力ある学校づくりを進めるため、管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員の積極的な登用を推進する。

- 4 人材育成を目的とした特別支援学校及び国公立学校との交流、並びに小中一貫教育及び特別支援教育・通級指導の充実を目的とした小・中学校間の交流を積極的に進める。

(教職員人事異動方針2(2)①)

【趣旨】 小・中学校と県立特別支援学校間での相互交流は、短期(1年)から基本の3年間の期間において、お互いのノウハウを学び生かせるような人材を増やす。また、高度な研究を生かした指導を学ぶための国公立学校との交流や小中一貫で9年間を見通した学習指導・生徒指導等を進めるための小・中学校間の交流、特別支援教育・通級指導の充実を目指した小・中学校間の交流を推進する。

報告第26号

令和2年生駒市成人式の開催について

令和2年生駒市成人式の開催について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年12月23日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

令和2年生駒市成人式

- 1 日 時 令和2年1月13日（月・祝日）
10：00～12：40（予定）
- 2 場 所 たけまるホール 大ホール
- 3 対 象 平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた、
生駒市に在住している人及び生駒市出身で生駒市の成人式に
出席を希望する人。
- 4 対象人数 1,245人（男：596人、女：649人）
- 5 日 程
- 9：30 受付開始
- 10：00 成人式（式典）
- ・国歌斉唱
 - ・式辞：市長
 - ・来賓祝辞：市議会議長
 - ・子どもたちからのお祝いの言葉
 - ・生駒市民憲章の唱和
 - ・新成人誓いの言葉
- 10：30 記念行事
- ・生駒山麓太鼓保存会の演奏
 - ・成人式運営委員の企画による記念行事
 - ・成人式運営委員会代表者あいさつ
 - ・ハタチ基金の実施
- 11：20 記念写真撮影準備
- 11：30 記念写真撮影開始
- 12：40 終了（予定）

議案第 3 2 号

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和元年 1 2 月 2 3 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第 1 条 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成 2 年 4 月生駒市教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表及び別表の 1 の表中「教育振興部」を「教育こども部」に改める。

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正)

第 2 条 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則(昭和 5 6 年 7 月生駒市教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「教育振興部長、教育振興部次長」を「教育こども部長、教育こども部次長」に改める。

(生駒市教育委員会公印規則の一部改正)

第 3 条 生駒市教育委員会公印規則(昭和 5 6 年 7 月生駒市教育委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「教育委員会事務局教育振興部長印」を「教育委員会事務局教育こども部長印」に改める。

別表第2中 「 9 生駒市教育委員会事務局教育振興部長之印 」 を 「 9 生駒市教育委員会事務局教育子ども部長之印 」 に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 33 号

生駒市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和元年 12 月 23 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

生駒市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則

生駒市立学校給食センター管理規則（昭和 41 年 11 月生駒市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(給食の実施)」に改め、同条中「生駒市立学校給食センター」を「学校給食センター」に、「187 回」を「192 回」に改める。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

給食費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校の児童及び職員 月額 4,400 円（8 月の給食費の月額については 0 円、9 月の給食費の月額については 4,400 円に、第 6 条第 1 号の規定により算定する基準額に 3 を乗じて得た額を加算した額）
- (2) 中学校の生徒及び職員 月額 4,800 円（8 月の給食費の月額については 0 円、9 月の給食費の月額については 4,800 円に、第 6 条第 2 号の規定により算定する基準額に 3 を乗じて得た額を加算した額）

第 6 条を次のように改める。

(基準額)

第6条 給食1食当たりの基準額(以下「基準額」という。)は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第1項第1号に規定する者 月額4,400円に11を乗じ、その額を185で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(2) 第3条第1項第2号に規定する者 月額4,800円に11を乗じ、その額を172で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

第7条中「日割」を「日割り」に改め、同条第1号中「減じた額」の次に「(その額が0円を下回る場合には、0円)」を加え、同号ただし書を削り、同条第2号及び第3号中「得た額」の次に「(その額が給食費の月額を超える場合には、給食費の月額)」を加え、「ただし、その給食回数が17回以上となるときは、給食費の月額とする。」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

